

第3章

目指す環境像

本章では、本計画の基本理念及び船橋市が目指す環境像を示します。

1. 基本理念

本計画は、船橋市環境基本条例を踏まえ、市民・事業者・行政が一体となって環境の保全及び創造に関する施策を推進することにより、人と自然が共生する環境づくりに努め、現在及び将来の市民が健全で良好な環境の恵みを受けることができるようにすることを基本理念とします。また、近年急速に顕在化してきている地球温暖化問題などの新たな環境問題を的確に捉え、環境行政を取り巻く状況の変化や社会経済情勢の変化、市民や事業者のニーズなどに対応し、環境施策の総合的かつ計画的な推進を目指します。

《船橋市環境基本条例の基本理念》

1) 環境の恵沢の享受と継承

環境の保全は、現在及び将来の市民が健全で良好な環境の恵みを受けられ、その環境が将来にわたって維持されるよう適切に行われなければならない。

2) 環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築

環境の保全は、社会経済活動その他の活動による環境への負荷をできる限り低減することその他の環境の保全に関する行動がすべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われるようになることによって、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる社会が構築されることを旨とし、及び科学的知見の充実の下に環境の保全上の支障が未然に防がれることを旨として、行われなければならない。

3) 人と自然との共生

環境の保全は、環境の自然的構成要素が良好な状態に保持され、人と自然が共生できるよう多様な自然環境が体系的に保全されることにより、地域の自然、文化、産業等の調和のとれた快適な環境を実現していくよう行われなければならない。

4) 地球環境保全への貢献

地球環境保全は、すべての者が自らの課題であることを認識して、それぞれの事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

2. 目指す環境像

私たちは、本市の恵み豊かな環境を維持・保全するとともに、よりよい環境の再生・創出を行い、未来の世代につなげていく責務を有しています。

その責務を果たすためには、本市の地域特性・地域資源を活かし、これまでのように環境面に配慮するだけでなく、経済面、社会面も含めた多様な観点から統合的な向上を図る必要があります。

このことを踏まえ、本計画では、目指す環境像を次のとおり定めます。



環境像のそれぞれの言葉には、 次のような思いが込められています

みんなで作る

- 環境像の実現を目指して、市民、事業者、行政などのすべての主体が協力し合いながら、それぞれの立場で行動していきます。



- すべての主体が、良好な環境の保全と創造に向けて、積極的に取組に参画します。

恵み豊かで

- 自然の生態系の微妙な均衡のもとに成り立つ環境を、健全で恵み豊かに維持します。

- その中で、私たちは将来にわたり、健康で文化的な生活を営んでいきます。



持続可能な都市

- 私たちのあらゆる行為が、地域の環境のみならず地球規模の環境に影響を及ぼしていることを深く認識します。

- 「持続可能な都市」を未来の世代に引き継いでいきます。



ふなばし

- 船橋の良さを忘れずに、船橋らしさとして守り育てていきます。

